

確認申請書(R7. 4. 1改正版)作成の留意点

確認申請書（第1面）作成の留意点（R7.4.1改正版）

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事等又は指定確認検査機関

様

年 月 日

申請者氏名

設計者氏名

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日

- ・福井県(土木事務所) → 福井県建築主事
- ・福井市役所 → 福井市建築主事
- ・指定確認検査機関

→(例) 一般財団法人 福井県建築住宅センター

申請書氏名

- ・連名の場合は全員の氏名を記入してください。
- ・押印は不要です。

設計者氏名

- ・設計者が複数の場合は、代表となる設計者を記入してください。

手数料の算定

- ・建築物が複数ある場合は、建築物**毎**の延べ面積に応じた手数料を合計した額となります。

手数料は 令和7年4月1日から 改定

- ・改定後の手数料は福井県のHP →
- または福井市のHPをご覧ください。



例) 木造住宅2階建 延べ面積100～200㎡

	確認申請	省エネ適判	完了検査
現 行	18,000円	—	22,000円
改正後	30,000円 (特例なし)	17,000円 (仕様規定)	40,000円 (特例なし)

福井県建築主事(土木事務所)へ提出する場合

- ・県証紙は令和7年3月をもって廃止されます。
- ・令和7年4月以降は、
 - ・福井県手数料納付システム
 - ・申請窓口でキャッシュレスでの支払い
(クレジットカード、電子マネー、各種コード決済)
 となります。

福井県手数料納付システム →



確認申請書（第二面①）作成の留意点(R7.4.1改正版)

建築主等の概要
(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【1. 建築主】

- ・建築主が複数の場合は、代表となる建築主を記入し、他の建築主は別紙「他の建築主」で追加記入してください。

【2. 代理者】

- ・委任状に記載された代理者を記入してください。
- ・電話番号は日中連絡が取れるものを記載してください。

【ト. 作成又は確認した設計図書】

- ・図書の種類を忘れずに記載してください。

例) 確認申請関係図書一式
意匠図一式、設備図一式
構造図・構造計算書一式

確認申請書（第二面②）作成の留意点(R7.4.1改正版)

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

（代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

（その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

構造設計一級建築士の関与が必要な建築物

・法第20条第1項第一号、第二号の建築物

例)高さ60m超の建築物

高さ60m以下で下記に該当する建築物

〔木造の建築物〕

地階を除く階数4以上または高さ16m超

〔鉄骨造の建築物〕

地階を除く階数4以上または

地階を除く階数3以下で高さ16m超

〔鉄筋コンクリート造の建築物〕

高さ20m超

等

設備設計一級建築士の関与が必要な建築物

・階数3以上かつ延べ面積5,000㎡以上

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

・建築設備士に意見を聞いた場合に
記載してください。

確認申請書（第二面③）作成の留意点(R7.4.1改正版)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ヒ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

（代表となる工事監理者）

【イ.資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

（その他の工事監理者）

【イ.資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】
【ロ.営業所名】建設業の許可（ ）第 号

【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ヒ.電話番号】

【7.構造計算適合性判定の申請】

☐申請済（ ）

【5.工事監理者】

- ・工事監理者が複数いる場合は、すべての工事監理者を記載してください。
- ・未定の場合は「未定」とし、工事着手前までに「工事監理者等決定届」を提出してください。

【ト.工事と照合する設計図書】

- ・工事監理の範囲が監理者によって異なる場合、各監理者の工事監理の範囲を記載して下さい。
- ・図書の種類を忘れずに記載してください。

例)確認申請関係図書一式
意匠図一式、設備図一式
構造図・構造計算書一式

【6.工事施工者】

- ・未定の場合は「未定」とし、工事着手前までに「工事監理者等決定届」を提出してください。
- ・最新の建設業許可番号を記入してください。
※登録期限は5年です。

確認申請書（第二面④）作成の留意点(R7.4.1改正版)

☐未申請（ ）

☐申請不要

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】
☐提出済（ ）

☐未提出（ ）

☐提出不要（ ）

【9.備考】

【9.備考】

- ・建築物の名称、工事名を記入してください。
- ・備考欄の内容を確認済証の建築物の名称に記載します。

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

〔提出済の場合〕

提出した機関の名称を記載してください。

〔未提出の場合〕

提出予定の機関等の名称を記載してください。

〔提出不要の場合〕

提出不要の理由を記載してください。

例)・建築物の全てが適用除外となる用途

・仕様規定による省エネ適判の省略

・長期使用構造等の確認を受けた場合

（申請時に設計住宅性能評価書や

長期優良住宅の認定書、長期使用

構造等の確認書を添付できない場合は

「宣言書」を添付してください。）

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐提出済()

☐未提出()

☒提出不要()

省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

確認申請書（第三面①）作成の留意点(R7.4.1改正版)

第三面 ・敷地単位で記載してください。

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】

【2.住居表示】

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
☐都市計画区域内（☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定）
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【4.防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】

【6.道路】
 【イ.幅員】
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】

【7.敷地面積】
 【イ.敷地面積】 (1) () () () ()
 (2) () () () ()
 【ロ.用途地域等】 () () () () ()
 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () ()
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () ()
 【ホ.敷地面積の合計】 (1) () ()
 (2) () ()
 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷】
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷】
 【チ.備考】

【8.主要用途】 (区分)

【9.工事種別】
☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転

【10.建築面積】 (申請部分)
 【イ.建築物全体】 () () () ()
 【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () ()
 【ハ.建蔽率】 () () ()

【11.延べ面積】 (申請部分)
 【イ.建築物全体】 () () () ()
 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()
 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】 () () ()
 【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()
 【ホ.認定機械室等の部分】 () () ()
 【ヘ.自動車庫等の部分】 () () ()
 【ト.備蓄倉庫の部分】 () () ()
 【チ.蓄電池の設置部分】 () () ()
 【リ.自家発電設備の設置部分】 () () ()
 【ス.貯水槽の設置部分】 () () ()

【1.地名地番】

- ・何筆かある場合は、全ての筆を記載してください。
- ・番地の一部の場合は、「〇〇番地の一部」と記載してください。

【2.住居表示】

- ・住居表示が決まっている場合は記載してください。

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】

- ・「22条区域」「地区計画」「建築協定」「特定用途制限地域」「特別用途地区」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」「宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域」等の区域内である場合は記載してください。

【7.チ.備考欄】

- 角地緩和の場合は「角地緩和」と記載してください。

【8.主要用途】

- 敷地内の建物の主要用途を具体的に記載してください。

【10.ハ.建蔽率】

- 小数点以下第3位を切上げて算定してください。

【7.敷地面積】－【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

- ・「用途地域による容積率」「前面道路の幅員による容積率」のうち、最小の値を記載してください。

確認申請書（第三面②）作成の留意点(R7.4.1改正版)

【11.タ.容積率】

小数点以下第3位を切上げて算定してください。

【12.建築物の数】

・1棟の延べ面積10㎡以下の場合、数には含めず、建築面積・延べ面積には算入してください。

【14. 許可・認定等】

・法や令第9条の建築基準関係規定に基づく許可や認定を受けた場合、その許可証等の写しを添付し、根拠法令と条項、許可番号、許可年月日を記入してください。

【18.建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用】

改正前の壁量基準等を適用する場合(経過措置)

【イ.適用の有無】 ■有 □無

【ロ.適用があるときは、その区分】

■建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

〔参考〕木造軸組(柱の小径、壁量の規定)

□その他

〔参考〕枠組壁工法

<注意>

- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日に工事着手するもので、地階を除く階数2以下、高さ13m以下、軒高9m以下、延べ面積が300㎡以下の木造建築物に限ります。
- ・改正前の基準に適合しているか審査があります。

【19.その他必要な事項】

・既存不適格の事項ある場合は記載してください。

【20.備考】

・1棟の延べ面積10㎡以下の建築物について、「棟名称、構造、階数、最高の高さ、延べ面積、建築面積」を記載してください。

【ル.宅配ボックスの設置部分】	()
【ヲ.その他の不算入部分】	()
【リ.住宅の部分】	()
【ハ.老人ホーム等の部分】	()
【ニ.延べ面積】	()
【タ.容積率】	()
【十二.建築物の数】	()
【十四.申請に係る建築物の数】	()
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】	()
【十三.建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)(他の建築物)
【イ.最高の高さ】	()
【ロ.階数】	地上 () 地下 ()
【ハ.構造】	造 一部 造
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有 ☐ 無
【ホ.適用があるときは、特例の区分】	☐ 道路高さ制限不适用 ☐ 隣地高さ制限不适用 ☐ 北側高さ制限不适用
【十四.許可・認定等】	
【十五.工事着手予定年月日】	年 月 日
【十六.工事完了予定年月日】	年 月 日
【十七.特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
【十八.建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用】	
【イ.適用の有無】	☐ 有 ☐ 無
【ロ.適用があるときは、その区分】	☐ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 ☐ その他
【十九.その他必要な事項】	
【二十.備考】	

確認申請書（第四面①）作成の留意点(R7.4.1改正版)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【4. 構造】

造 一部 造

【5. 主要構造部】

☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

☐建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

☐準耐火構造

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

☐その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

☐建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

☐建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物

☐建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造

☐建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

☐その他

☐建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

☐耐火建築物 ← 令136条の2第1項一号イによるもの

☐延焼防止建築物 ← 令136条の2第1項一号ロによるもの

☐準耐火建築物 ← 令136条の2第1項二号イによるもの

☐準延焼防止建築物 ← 令136条の2第1項二号ロによるもの

☐その他

☐建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

第四面

・複数棟がある場合、棟ごとに記載してください。

【2. 用途】

・1棟に複数の用途がある場合は、それぞれの用途ごとに分けて記載してください。
・具体的な用途名称を記入してください。

← 建築物の一部を強化防火区画された損傷を許容する主要構造部がある耐火構造の場合
← 耐火検証法による耐火構造

← 法21条1項適用の大規模建築物で主要構造部の性能を確保するもの【火災時対策建築物】
← 令109条の6により建築物周囲に延焼防止上有効な空地を設けるもの
← 法21条2項適用の大規模建築物で壁等の性能を確保するもの
← 法27条の適用で主要構造部を準耐火構造とするもの【避難時対策建築物】

【5.～7.】欄の記載例

例)法61条準防火地域内の木造一戸建て住宅で
イ-1準耐火建築物とした場合

【5.】■準耐火構造

【6.】■建築基準法第21条又は第27条の
適用を受けない

【7.】■準耐火建築物

第四面～第六面

・1棟の延べ面積10㎡以下の場合、添付は不要です。

確認申請書（第四面②）作成の留意点(R7.4.1改正版)

【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☐ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査

☐ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査

（構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）

（1）氏名

（2）資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】	（申請部分）	（申請以外の部分）	（合計）
【イ. 階別】	（階）	（階）	（階）
（階）	（階）	（階）	（階）
（階）	（階）	（階）	（階）
（階）	（階）	（階）	（階）
（階）	（階）	（階）	（階）
（階）	（階）	（階）	（階）
【ロ. 合計】	（階）	（階）	（階）

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

新3号建築物で建築士が設計した場合
（平屋建かつ200㎡以下）

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認特例の適用の有無】

- ・確認の特例（審査省略）の適用は“有”となります。
- ・適用“有”の場合、手数料は審査省略ありの区分になります。

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

- ・確認の特例が適用“有”の場合、記載してください。
防火・準防火地域以外の一戸建て住宅等
→ 第3号
上記以外 → 第4号（消防同意が必要となります）

【19. 備考】

- ・令第121条の2（屋外階段の構造）適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造の場合、「屋外直通階段は木造（又は木造部分を有する）」ことを明記してください。
- ・燃えしろ設計を用いたものは、その旨を明記してください。
- ・建築物の2以上の部分が令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合、その旨を明記してください。

【13. 屋根】【14. 外壁】【15. 軒裏】

- ・それぞれの構造を記入してください。
- ・法22条、法61条地域等で防火性能等が求められる場合、告示番号又は認定番号を記入してください。

確認申請書（第五面）作成の留意点(R7.4.1改正版)

建築物の階別概要

(第五面)

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐有 ☐無

【7. 用途別床面積】

	用途の区分		具体的な用途の名称	床面積
【イ.】	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

第五面

・階ごとに記載してください。

【3. 柱の小径】

- ・木造軸組み工法の場合に記入してください。
- ・最小の柱の断面寸法を記入してください。

【4. 横架材の垂直距離】

- ・木造軸組み工法の場合に記入してください。
- ・当該階の横架材上端から上階の横架材の下端までの距離を記入します。

【5. 階の高さ】

- ・当該階の床仕上げから上階の床仕上げまでの距離を記入します。
- ・最上階の場合は、記入不要です。

【6. 天井】

- ・居室の天井高さは、各階で最も低い居室の天井高さを記入してください。

【7. 用途】

- ・階に複数の用途がある場合は、それぞれの用途ごとに分けて記載してください。

確認申請書（第六面）作成の留意点(R7.4.1改正版)

建築物独立部分別概要

(第六面)

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

☐ 特定構造計算基準☐ 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

☐ 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

☐ 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号)

☐ その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

第六面

- ・構造上の棟ごとに記載してください。
(エキスパンションジョイントで別棟とする場合等)

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別

【5. 構造計算の区分】

【6. 構造計算に用いたプログラム】

- ・構造計算を行っていない場合は記載不要です。

← 時刻歴応答解析(大臣認定)

← 保有耐力計算(ルート3)

← 限界耐力計算

← 許容応力度計算(ルート2)

← 許容応力度計算(ルート1)

【7. 令第137条の2各号に定める基準の区分】

- ・既存不適格の増築の適用がある場合に、該当する号を記載してください。【令第137条の2】

〔基準時の1/2超の増築〕

一号イ 構造上一体の場合

一号ロ Exp.j等で分離の場合

〔基準時の1/20超え、1/2以下の増築〕

二号イ 構造計算又は木造壁量計算による場合

二号ロ 基礎補強による場合

二号ハ 一号の基準に適合する場合

〔既存の1/20以下かつ50㎡以下の増築〕

三号イ 既存に構造上危険が増大しない場合

三号ロ 一号又は二号の基準に適合する場合

【2.～8.】欄

- ・構造が別となっていない場合は、記入不要です。